



私たちはあなたを支え、はぐくむ手でありたい。

介護保険制度について

対象者

第1号被保険者

●65歳以上の人●

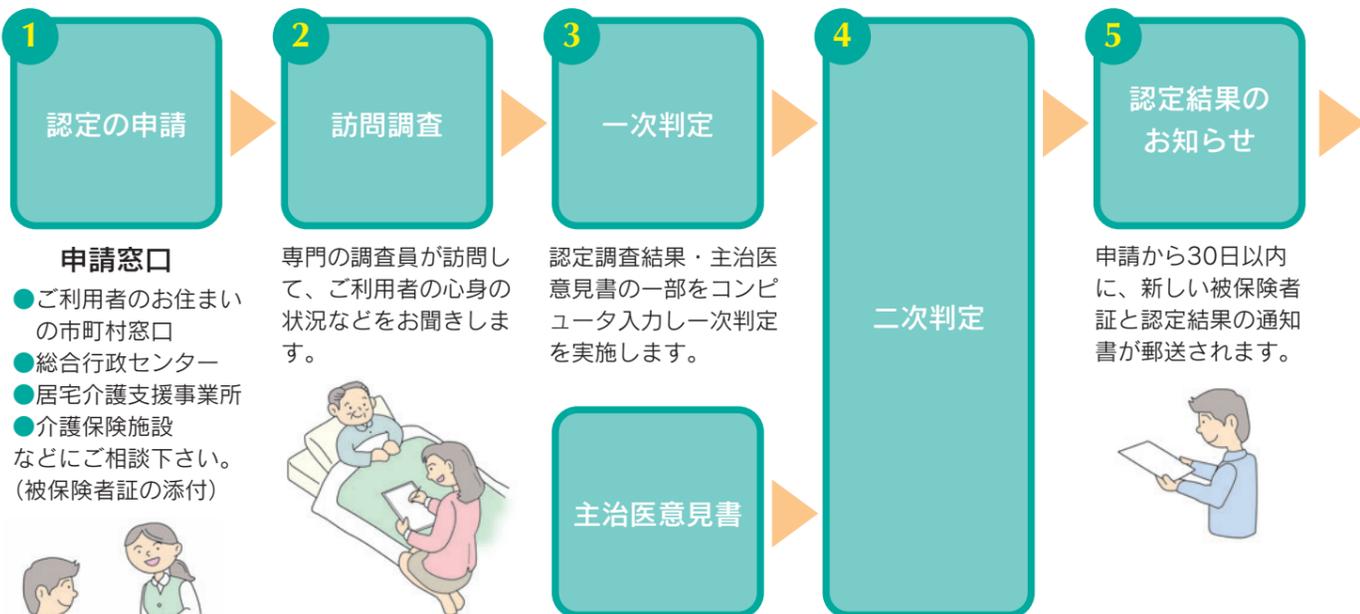
寝たきりや認知症等で、常に介護を必要とする状態の方（要介護状態）
 常時介護までは必要としないが、家事や身じたく等日常生活に支援が必要な状態の方（要支援状態）

第2号被保険者

●40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人●

初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方

※認定の効果は申請の時までさかのぼるので、申請すればサービスを始めることができます。



申請窓口
 ●ご利用者のお住まいの市町村窓口
 ●総合行政センター
 ●居宅介護支援事業所
 ●介護保険施設
 などにご相談下さい。
 (被保険者証の添付)

専門の調査員が訪問して、ご利用者の心身の状況などをお聞きします。

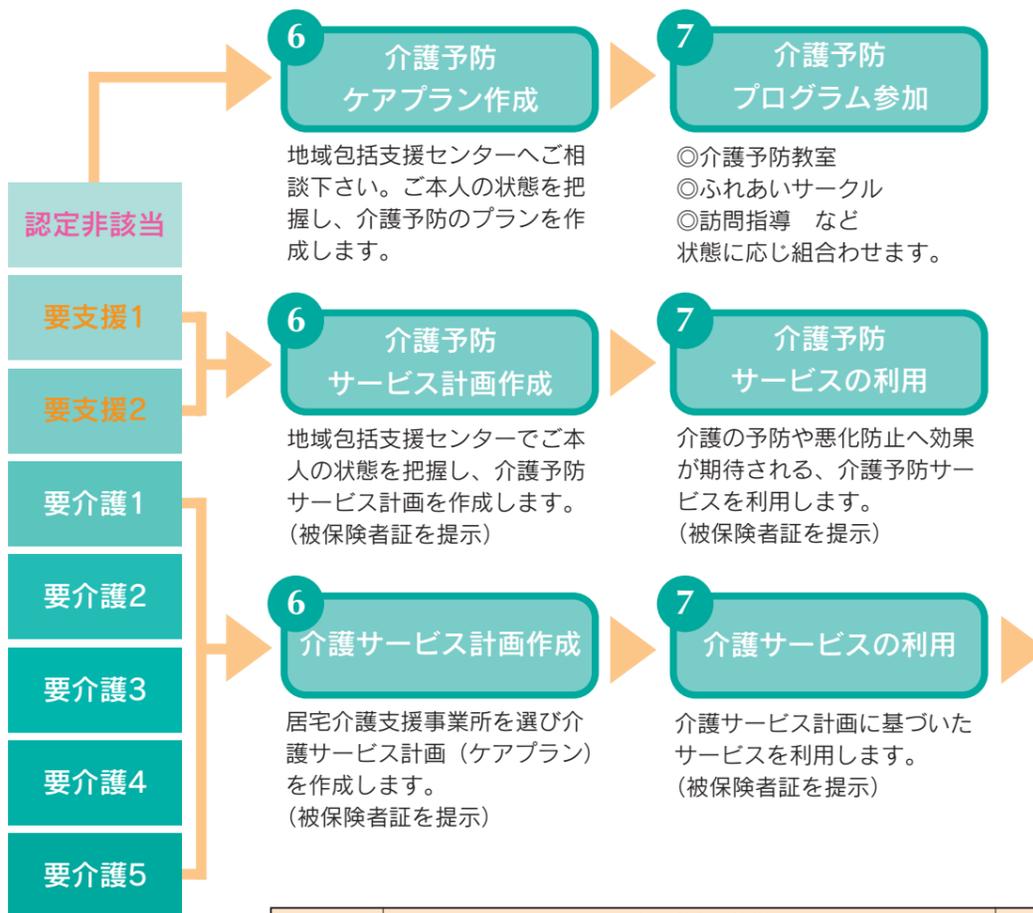
認定調査結果・主治医意見書の一部をコンピュータ入力し一次判定を実施します。

二次判定

申請から30日以内に、新しい被保険者証と認定結果の通知書が郵送されます。

主治医意見書
 主治医がいない場合は市町村が指定する医師の診断を受けます。

保健・医療・福祉の専門家などが専門調査の結果と専門医の意見をもとに審査します。



区分	心身の状態(例)	利用限度額	ご利用者負担額
要支援1	介護が必要とならないよう支援が必要で、次に該当しない方。 ◎疾病や外傷等で心身の状態が安定しない。	49,700円	4,970円
要支援2	◎認知機能等に障害があり適切な理解が困難。	104,000円	10,400円
要介護1	薬の服用、電話の利用などの日常生活動作の能力が低下し、部分的な介護が必要	165,800円	16,580円
要介護2	歩行や起き上がりなど、身の回りの日常生活全般に部分的な介護が必要。	194,800円	19,480円
要介護3	日常生活動作が著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要。	267,500円	26,750円
要介護4	移動などの動作を行う能力が著しく低下し、食事や排せつも自分で行うことがほぼ不可能。	306,000円	30,600円
要介護5	さらに能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能。	358,300円	35,830円

※利用限度額は居宅介護サービスや短期入所等複数のサービスの合計金額です。実際にはサービスの組合せにより金額が異なります。 2006/04より

8

●地域密着型サービス●

- ◎夜間対応型訪問介護
- ◎認知症対応型通所介護
- ◎小規模多機能型居宅介護
- ◎認知症対応型共同生活介護
- ◎地域密着型特定施設入居者生活介護
- ◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●在宅サービス●

- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修

- ◎訪問介護
- ◎訪問入浴介護
- ◎訪問看護
- ◎訪問リハビリテーション
- ◎居宅療養管理指導
- ◎通所介護
- ◎通所リハビリテーション
- ◎短期入所生活介護
- ◎短期入所療養介護
- ◎特定施設入所者生活介護

●施設サービス●

- ◎介護老人福祉施設
- ◎介護老人保健施設
- ◎介護療養型医療施設

